

奈良公園観光地域活性化基金

寄附のお願い
～更なる奈良の魅力向上にご協力下さい～

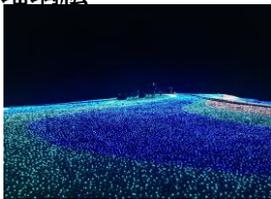


● 寄附金の使い道

下記の「奈良公園観光地域活性化基金助成対象登録事業」のメニューから事業を選択し、ご寄附をお願いします。

事業番号1 しあわせ回廊なら瑠璃絵

- しあわせ回廊なら瑠璃絵実行委員会
- 毎年2月8日～14日
- 奈良を代表する春日大社、興福寺、東大寺の三社寺を幻想的な光の道でつなぎ、美しい瑠璃絵の世界に皆様を誘います。



URL:<http://rurie.jp/>

事業番号2 なら燈花会

- 特定非営利活動法人なら燈花会の会
- 毎年8月5日～14日
- 奈良公園一帯で行われる、奈良の夏の風物詩。ろうそくを用いたあかりのイベントです。



URL:<http://www.toukae.jp/>

事業番号3 若草山焼き行事

- 若草山焼き行事実行委員会
- 毎年1月第4土曜日
- 若草山全体が炎に包まれる古都奈良に早春を告げる伝統行事です。県下最大級の大花火も打ち上げます。



事業番号4 天然記念物「奈良のシカ」の保護育成

- 一般財団法人 奈良の鹿愛護会
- 国の天然記念物でもある奈良公園の鹿の保護育成と保護思想の普及を図っています。また、「鹿の角きり」「鹿寄せ」等の伝統行事も行っています。



URL:<http://naradeer.com/>

事業番号5 興福寺中金堂 平成再建事業

- 法相宗大本山 興福寺
- 平成10年～平成30年 (落慶予定)
- 創建1300年を記念して行われている第1期整備計画の一環として、天平時代の創建当初の中金堂伽藍を復元する事業です。



URL:<http://www.kohfukuji.com/>

事業番号6 特別天然記念物「春日山原始林」の保全再生

- 春日山原始林を未来へつなぐ会
- 特別天然記念物であり、貴重な照葉樹林で世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産である春日山原始林を未来世代へ守り育むことに寄与することを目的とした事業です。



URL:<https://www.facebook.com/kasugatsunagu>

- ・個人住民税の税額控除を受けるには、税務署への所得税の確定申告が必要です。(確定申告の義務がない方は、市町村への住民税申告により適用を受けることもできます。)
- ・1月1日から12月31日までに行った寄附について、領収書や払込控え等を確定申告書等に添付し、翌年の3月15日までに最寄りの税務署に確定申告をしてください。

● 寄附の方法と仕組み

○寄附の方法

①納付書を入手してください

納付書は、奈良県庁奈良公園室や各事業主体へ請求していただければお送りします。

②納付書への記入方法

入手した納付書の表紙の記入の手順に従って、必要事項を記入してください。

※寄附者のお名前等の情報を事業主体へ提供することにご同意して頂いた方へは、寄附金額に応じて事業主体からお礼をさせていただきます。

※寄附金額は、事業によって1口の額が異なりますので、ご注意ください。

③納付場所

必要事項を記入した納付書を「指定金融機関」へ持参し、納付書に記入した寄附金額を納付してください。

(納付可能場所については、納付書の裏面をご参照ください。手数料等は必要ありません。)

○寄附の仕組み

①皆様からの寄附

②ご希望頂いた事業へ助成

登録事業の廃止・変更等により、やむなくご希望に添えない場合があります。

※寄付金の一部(5%)は、基金制度の推進のために活用させていただきます。

③各事業主体がそれぞれの事業へ活用

～各事業の1口あたりの寄附額～

①しあわせ回廊なら瑠璃絵	1口	10,000円
②なら燈花会	1口	1,000円
③若草山焼き行事	1口	10,000円
④天然記念物「奈良のシカ」の保護育成	1口	1,000円
⑤興福寺中金堂 平成再建事業	1口	2,000円
⑥特別天然記念物「春日山原始林」の保全再生	1口	10,000円

～個人情報の取り扱いについて～

寄附に係る個人情報は、適正に管理し、奈良公園観光地域活性化基金に関する事務以外には使用しません。

● 寄附者の控除の目安

寄附を行う方本人の給与収入	寄附を行う方の家族構成					
	独身または共働き*1	夫婦*2 又は共働き+子一人(高校生*3)	共働き+子一人(大学生*3)	夫婦+子一人(高校生)	共働き+子二人(大学生と高校生)	夫婦+子二人(大学生と高校生)
300万円	28,000円	19,000円	15,000円	11,000円	7,000円	—
350万円	34,000円	26,000円	22,000円	18,000円	13,000円	5,000円
400万円	42,000円	33,000円	29,000円	25,000円	21,000円	12,000円
450万円	52,000円	41,000円	37,000円	33,000円	28,000円	20,000円
500万円	61,000円	49,000円	44,000円	40,000円	36,000円	28,000円
550万円	69,000円	60,000円	57,000円	48,000円	44,000円	35,000円
600万円	77,000円	69,000円	66,000円	60,000円	57,000円	43,000円
700万円	108,000円	86,000円	83,000円	78,000円	75,000円	66,000円
800万円	129,000円	120,000円	116,000円	110,000円	107,000円	85,000円

*1 「共働き」は、ふるさと納税を行う本人が配偶者(特別)控除の適用を受けていないケース(配偶者の給与収入が141万円以上の場合)

*2 「夫婦」はふるさと納税を行う方の配偶者に収入がないケース(ふるさと納税を行う本人が配偶者(特別)控除を受けている場合)

*3 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指す

*4 中学生以下の子どもは(控除額に影響がないため)、計算に入れる必要はない

例えば、「夫母子一人(小学生)」は、「夫婦」と同額。「夫母子二人(高校生と中学生)」は、「夫母子一人(高校生)」と同額

■ お問い合わせ先

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室誘客促進対策係

T E L:0742-27-8677 F A X:0742-22-7832

E-mail:nara-park@office.pref.nara.lg.jp U R L:http://www.pref.nara.jp/37152.htm